

私立幼稚園等環境整備費補助金  
関 連 資 料

令和5年10月31日(火曜日)

東京都生活文化スポーツ局私学部

# 「私立幼稚園等環境整備費補助」(令和5年度) に関するお知らせ

幼児教育の質の向上のため、各幼稚園等が遊具等の環境整備を行う場合に経費の一部を補助します。

## ■ 制度概要

### 1 申請者の要件

都内に私立幼稚園及び私立の幼保連携型認定こども園を設置する設置者

### 2 補助対象経費・上限額

- (1) 私立幼稚園等施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備に要する経費に対してその一部を補助する。  
 (2) 補助対象経費の上限は1園当たり200万円とする。

### 3 補助率

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 学校法人立の幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園               | 1/2 |
| (2) 令和6年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する学校法人立幼稚園 | 1/2 |
| (3) (1) 及び (2) 以外の学校法人立幼稚園                      | 1/3 |
| (4) 学校法人立以外の幼稚園                                 | 1/3 |

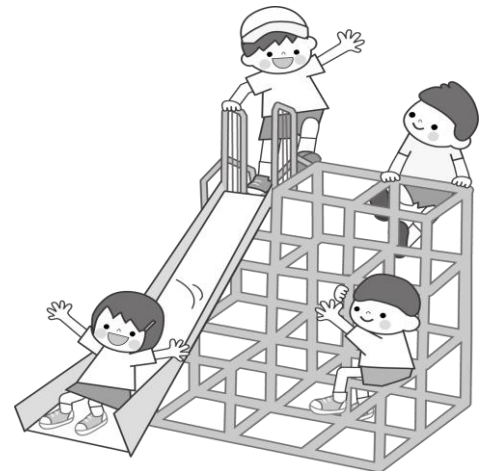
### 4 その他

- (1) **令和5年4月1日以降**に締結する契約が対象になります。  
 (2) 過去に同名の補助を受けた幼稚園等に関しても、今年度の補助対象経費の上限は200万円となります。  
 (3) 今後、国から補助制度の変更等が示された結果、内容が変更となる場合があります。



## ■ 申請スケジュール (予定)

令和5年	9月 8日	交付申請書等配布
同 年	10月 18日まで	交付申請書提出
令和6年	2月上・中旬	交付決定
同 年	2月下旬以降	実績報告書提出
同 年	5月下旬	補助金交付



## ■ 問合せ先

東京都 生活文化スポーツ局 私学部  
 私学振興課 (助成担当) 高橋  
 アドレス S1121501@section.metro.tokyo.jp  
**※メールでのお問合せにご協力下さい。**  
 電話 03-5388-3182  
 FAX 03-5388-1336

■ よくいただくご質問

1	補助金申請額が満額交付されますか。	予算の範囲内での補助金執行となりますので、各園への補助金交付額に圧縮がかかる場合があります。
2	どのようなものが補助の対象となりますか。	<p>・本補助の対象となる経費は、国の教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の基準に準じます。 「緊急環境整備では、施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備の整備を対象としています。そのため、これらの購入費用や設置、備え付けに必要な経費は対象となりますが、屋外教育環境整備で対象としているアスレチック遊具、屋外ステージ等の整備は対象になりません。また、設備の整備にあたり要する地ならし等の工事経費、既存設備の撤去費用等も対象となりません。」（平成27年4月24日付27文科初第241号。平成27年度教育支援体制整備事業費交付金に係る事業の募集について（依頼）より抜粋）また、令和2年度より全ての設備や物品に係る運搬費（送料・運賃等）は補助の対象になりません。</p> <p>・本補助は幼稚園等の教育環境の質の向上を目的とすることから、原則として園児が直接使用するものや教職員が保育室や園庭で園児の教育のために使用するものに限り、そのため、例えば、事務室で使用する机・イスなどの事務用備品や園長室の調度品・ソファ等、あるいは建物維持管理用の物品などは補助の対象となりません。また、短期間のうちに消耗する物品や個人の所有に係る物品も対象となりません。</p>
3	遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等とは具体的にどのようなものですか。	<p>以下のようなものが例として挙げられます。</p> <p>遊具：ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、等 運動用具：跳び箱、マット、三輪車、トランポリン、等 教具：積み木、紙芝居、絵本、園児用机・イス、楽器、等 保健衛生用品：体重計、身長計、幼児用寝台、等</p>
4	設備改修費用は、対象となりますか。	既存建物の改修や遊具の補修など改修費用は補助の対象となりません。
5	短期間のうちに消耗する物品とはどんなものですか。	概ね1年未満の適正な使用により、一度に消費してしまったり、消耗していくもの又は原形を失うものを指します。 例) 絵の具、鉛筆、消しゴム、画用紙、等
6	園庭の遊具を新しいものに買い換える場合は、撤去・廃棄に要する費用は対象となりますか。	撤去・廃棄費用は対象となりません。
7	補助事業実施に際し、入札や見積り競争によって業者及び金額等を決定すべきですか。	<p>補助事業を行うに当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その手続の透明性を確保することが重要です。</p> <p>そのためには、公正かつ客観的な基準に基づく競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、原則として同一条件で行った3社以上での入札や見積り競争を行う必要があります。</p> <p>なお、例外的に、契約ごとに1件の金額が30万円未満の場合は、幼稚園において価格調査を行った上で、見積書は1社でも差し支えないものとします。その際は、採択業者の見積書とは別に、価格調査を行ったことがわかる資料（カタログのコピー、インターネットの画面を印刷したもの）を備えてください。</p>
8	補助申請に当たって、どのような書類を揃えておくべきですか。	別添に記載された書類を揃えておいてください。これらは、補助事業に関する事務手続が適正に行われたことを客観的に証明する資料となります。そのため、書類が揃わないということがないよう、見積等の段階から採択（予定）業者等と十分に調整をしてください。
9	補助金の交付対象となった場合、処分制限等は生じますか。	<p>補助金の交付対象となった設備等は、事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その目的に従って使用する必要があります。</p> <p>処分制限の期間前に処分等を行う場合には、私学部を通じて知事に届ける必要があります（補助金の返還が必要な場合があります。）。</p> <p>例）・すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他 10年 ・児童用机及び椅子 5年</p>
10	認定こども園の場合、0～2歳児の認可外保育施設部分のみで使用する場合についても補助対象となりますか。	保育所部分のみで使用するものは、補助対象外となりますが、幼稚園部分と保育所部分とで共用して使用するものについては、補助対象とし、按分の必要はありません。
11	インターネットオークションで買ったものは対象か？	対象となりません。インターネットオークションは、競争性のある業者選定過程を経て申請額の適正さを担保する制度の趣旨から逸脱するものであり、補助金の適正執行の観点から適切ではありません。
12	掃除機、洗濯機、乾燥機、オープンレンジは対象か？	国の教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の基準に準じ、令和2年度より対象となりません。
13	収納用品は対象か？	国の教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の基準に準じ、令和3年度より対象となりません。 例) 本箱、ロッカー、道具入れ、靴箱、ハンガーラック、倉庫、等
14	大型遊具は対象か？	園庭の大部分を占める、または一式500万円以上の大型遊具は、対象とならない場合がございますので事前にご相談ください。
15	見積書の取得期限はあるか？	交付申請書の締切日までに取得した見積書が対象となります。 ※令和5年度は令和5年10月18日

## 交付申請書作成におけるよくある誤り

- 本書類には、提出される交付申請書によく見られる誤りの例をまとめています。
- こちらに掲載した誤りが多く見られますと、内容審査に入るまでに時間を要することとなります。
- 交付申請書作成に当たっては、本書類を必ずご一読いただきますようお願いいたします。

よくある誤り

(個人立幼稚園の場合)

このような誤りが多いと、内容審査に入ることができませんので、必ずご一読ください。

《誤》

第1号様式

交付申請 1

日付を記入する。

令和 5 年 月 日

学校法人→ 法人番号

個人立等・志向園→ 幼稚園番号 9 9 9 9 4 1 1

東京都知事 殿

郵便番号 〒163-8001

印鑑証明書と同一の設置者所在地を記載する。

法人/設置者所在地 (印鑑証明書と同一)

法人/園名 都庁幼稚園・都庁学園幼稚園

理事長・設置者名 都庁 次郎

都庁 次郎 印

事務担当者名 新宿 一郎

※登録印鑑 (実印) を押印

電話番号 03-5388-3182 FAX番号 03-5388-1336

メールアドレス S1121501@section.metro.tokyo.jp

令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
		1	1	6	6	5	2	5

交付申請額を記入する。

2 事業・園別交付申請額内訳

園名		交付申請額 (円)
		遊具等環境整備
都庁幼稚園	認定 こども園 (移行予定)	500,525
都庁学園幼稚園	認定 こども園 (移行予定)	666,000
	認定 こども園 (移行予定)	
	認定 こども園 (移行予定)	
合計		1,166,525

※1 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園は、「認定こども園」を○で囲むこと。  
※2 交付決定年度に学校法人立幼稚園で、翌年度認定こども園へ移行予定の場合は「移行予定」を○で囲むこと。

3 確認事項

当設置者は、要綱第3-2に該当すると認められる事実はありません。  
また、第6-2並びに第1-2及び第1-3の規定に異議なく応じます。

《正》

第1号様式

令和 5 年 10 月 19 日

交付申請 1

学校法人→	法人番号							
個人立等・志向園→	幼稚園番号	9	9	9	9	4	1	1

東京都知事 殿

郵便番号 〒163-8001

法人/設置者所在地 (印鑑証明書と同一) 東京都新宿区西新宿2-8-1

法人/園名 都庁幼稚園・都庁学園幼稚園

理事長・設置者名 都庁 次郎

都庁  
次郎印

事務担当者名 新宿 一郎

※登録印鑑  
(実印)を押印

電話番号 03-5388-3182 FAX番号 03-5388-1336

メールアドレス [S1121501@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1121501@section.metro.tokyo.jp)

## 令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

### 1 補助金交付申請額

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
			8	3	2	0	0	0

### 2 事業・園別交付申請額内訳

園名		交付申請額 (円)
		遊具等環境整備
都庁幼稚園	認定 こども園 (移行予定)	166,000
都庁学園幼稚園	認定 こども園 (移行予定)	666,000
	認定 こども園 (移行予定)	
	認定 こども園 (移行予定)	
合計		832,000

※1 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園は、「認定こども園」を○で囲むこと。

※2 交付決定年度に学校法人立幼稚園で、翌年度認定こども園へ移行予定の場合は「移行予定」を○で囲むこと。

### 3 確認事項

当設置者は、要綱第3-2に該当すると認められる事実はありません。  
また、第6-2並びに第1-2及び第1-3の規定に異議なく応じます。

(宗教法人立幼稚園の場合)

《誤》

第1号様式

交付申請 1

日付を記入する。

令和 年 月 日

学校法人→ 法人番号

個人立等・志向園→ 幼稚園番号

東京都知事 殿

複数園での申請の場合は、申請園のうち、若い番号を記入する。

郵便番号 〒163-8001

法人/設置者所在地 (印鑑証明書と同一) 東京都新宿区西新宿2-8-1

法人/園名 宗教法人 都庁教会

理事長・設置者名 代表役員 都庁 太郎



事務担当者名 新宿 一郎

※登録印鑑 (実印) を押印

電話番号 03-5388-3182 FAX番号 03-5388-1336

メールアドレス S1121501@section.metro.tokyo.jp

令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
			8	3	2	0	0	0

2 事業・園別交付申請額内訳

園名		交付申請額 (円)
		遊具等環境整備
都庁幼稚園	認定 こども園 (移行予定)	166,000
都庁学園幼稚園	認定 こども園 (移行予定)	666,000
	認定 こども園 (移行予定)	
	認定 こども園 (移行予定)	
合計		

※1 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園は、「認定こども園」を○で囲むこと。

※2 交付決定年度に学校法人立幼稚園で、翌年度認定こども園へ移行予定の場合は「移行予定」を○で囲むこと。

3 確認事項

当設置者は、要綱第3-2に該当すると認められる事実はありません。また、第6-2並びに第1-2及び第1-3の規定に異議なく応じます。

各園の交付申請額を合算した額を記入する。

《正》

第1号様式

令和 5 年 10 月 19 日

交付申請 1

学校法人→ 法人番号  
個人立等・志向園→ 幼稚園番号 9 9 9 9 4 1 1

東京都知事 殿

郵便番号 〒163-8001

法人/設置者所在地 (印鑑証明書と同一) 東京都新宿区西新宿2-8-1

法人/園名 宗教法人 都庁教会

理事長・設置者名 代表役員 都庁 太郎

事務担当者名 新宿 一郎

電話番号 03-5388-3182 FAX番号 03-5388-1336

メールアドレス [S1121501@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1121501@section.metro.tokyo.jp)



※登録印鑑 (実印) を押印

## 令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

### 1 補助金交付申請額

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
			8	3	2	0	0	0

### 2 事業・園別交付申請額内訳

園名		交付申請額 (円)
		遊具等環境整備
都庁幼稚園	認定 こども園 (移行予定)	166,000
都庁学園幼稚園	認定 こども園 (移行予定)	666,000
	認定 こども園 (移行予定)	
	認定 こども園 (移行予定)	
合計		832,000

※1 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園は、「認定こども園」を○で囲むこと。

※2 交付決定年度に学校法人立幼稚園で、翌年度認定こども園へ移行予定の場合は「移行予定」を○で囲むこと。

### 3 確認事項

当設置者は、要綱第3-2に該当すると認められる事実はありません。  
また、第6-2並びに第1-2及び第1-3の規定に異議なく応じます。



交付申請 2

< 遊具 >

3 園別事業内訳

幼稚園番号							
園名	都庁幼稚園						
担当者名	都庁 一郎				電話番号		

《誤》

幼稚園番号を記入する。

(1) 事業経費明細

見積区分	品名	申請区分	数量(点) ①	単価(円) ②	金額(円) ①×②=③	設置費用等(円) ④	合計金額(円) ③+④=⑤
①	すべり台		1	300,000	300,000		300,000
	絵本		80	1,260	100,800		100,800
	ピアノ		1	90,000	90,000	9,725	99,725
事業経費合計 ⑤							500,525

各物品について、「遊具」、「教具」、「運動用具」、「保健衛生用品」のいずれかを記入する。  
複数該当する場合は、複数記載する。

- (注) 1 金額は全て消費税を含め、円単位まで記入すること。  
 2 短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品は除く。  
 3 「設置費用等④」とは、記載した「品名」に係る設置、据え付け費用等を指す。(送料や運搬費等は補助対象外)  
 4 記入しきれない場合は、別紙にて提出のこと。  
 5 複数の見積書から事業経費を計上する場合、「見積区分」欄を使用し見積りごとに付番すること。

契約(予定)時期	令和 4 年 10 月
納入(予定)時期	令和 4 年 12 月

(2) 補助金交付申請額

事業経費合計 (円) ⑤	補助対象とならない経費 (円) ⑥	設置者負担経費 (円) ⑤-⑥=⑦	補助基準額(円) ⑧	補助対象経費 (円) ⑨ ※⑦と⑧のいずれか少ない方の額	補助率 ⑩	交付申請額(円) ⑨×⑩=⑪ ※千円未満端数切捨て
500,525		500,525	2,000,000	500,525		

⑥の内容	■他の地方公共団体等の補助金名称	■他の地方公共団体等の補助対象経費	⑥	国のポイント事業
			円	

該当する補助率をプルダウンリストから選択する。

- (注) 1 千円未満は切り捨てず、円単位まで記入すること(「交付申請額⑩」を除く。)  
 2 「補助対象とならない経費⑥」は、当該補助に係る寄附金その他の収入額及び経費の合計額を記入し、必ず「他の地方公共団体等の補助金名称」及び「他の地方公共団体等の補助対象経費」を書き入れること。  
 3 「補助率⑩」は、学校法人立の幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園(社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園を含む。)は「1/2」、交付決定年度に幼稚園で、翌年度に認定こども園に移行する予定の学校法人立幼稚園は「1/2」、その他の幼稚園は「1/3」を記入すること。  
 4 事業経費明細に記載した物品の契約、納入及び業者への支払については、当該年度内に行う必要があるため、留意すること。

交付申請 2

< 遊具 >

3 園別事業内訳

幼稚園番号	9	9	9	9	4	1	1	《正》
園名	都庁幼稚園							
担当者名	都庁 一郎				電話番号	03-5388-3182		

(1) 事業経費明細

見積区分	品名	申請区分	数量(点) ①	単価(円) ②	金額(円) ①×②=③	設置費用等(円) ④	合計金額(円) ③+④=⑤
①	すべり台	遊具	1	300,000	300,000		300,000
	絵本	教具	80	1,260	100,800		100,800
	ピアノ	教具	1	90,000	90,000	9,725	99,725
事業経費合計 ⑤							500,525

- (注) 1 金額は全て消費税を含め、円単位まで記入すること。  
 2 短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品は除く。  
 3 「設置費用等④」とは、記載した「品名」に係る設置、据え付け費用等を指す。(送料や運搬費等は補助対象外)  
 4 記入しきれない場合は、別紙にて提出のこと。  
 5 複数の見積書から事業経費を計上する場合、「見積区分」欄を使用し見積りごとに付番すること。

契約(予定)時期	令和 4 年 10 月
納入(予定)時期	令和 4 年 12 月

(2) 補助金交付申請額

事業経費合計 (円) ⑤	補助対象とならない経費 (円) ⑥	設置者負担経費 (円) ⑤-⑥=⑦	補助基準額(円) ⑧	補助対象経費 (円) ⑨ ※⑦と⑧のいずれか少ない方の額	補助率 ⑩	交付申請額(円) ⑨×⑩=⑪ ※千円未満端数切捨て
500,525		500,525	2,000,000	500,525	1/3	166,000

⑥の内容	■他の地方公共団体等の補助金名称	■他の地方公共団体等の補助対象経費 ⑥	国のポイント事業
			円

国が行うポイント事業に申請する場合はチェックすること。 ↑

- (注) 1 千円未満は切り捨てず、円単位まで記入すること(「交付申請額⑪」を除く。)  
 2 「補助対象とならない経費⑥」は、当該補助に係る寄附金その他の収入額及び他の地方公共団体等の補助対象経費の合計額を記入し、必ず「他の地方公共団体等の補助金名称」及び「他の地方公共団体等の補助対象経費」を書き入れること。  
 3 「補助率⑩」は、学校法人立の幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園(社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園を含む。)は「1/2」、交付決定年度に幼稚園で、翌年度に認定こども園に移行する予定の学校法人立幼稚園は「1/2」、その他の幼稚園は「1/3」を記入すること。  
 4 事業経費明細に記載した物品の契約、納入及び業者への支払については、当該年度内に行う必要があるため、留意すること。

**交付申請 2**

< 遊具 >

**3 園別事業内訳**

幼稚園番号	9	9	9	9	4	2	3
園名	都庁学園幼稚園						
担当者名	都庁 一郎				電話番号	03-5388-3182	

《誤》

(1) 事業経費明細

見積区分	品名	申請区分	数量(点) ①	単価(円) ②	金額(円) ①×②=③	設置費用等(円) ④	合計金額(円) ③+④=⑤
①	エアコン	保健衛生用品	1	160,000	160,000	20,000	180,000
②	玉入れ台	運動用具	2	49,500	99,000		99,000
	机	教具	10	19,800	198,000		198,000
③	椅子	教具	50	4,300	215,000		215,000
	絵本セット	教具	2	42,000			84,000
	加湿器	保健衛生用品	5	27,500			137,500
	タブレット	教具	9	114,700	1,032,300		1,032,300
	体重計	教具	1	71,000	71,000		71,000
	身長計	教具	1	23,000	23,000		23,000
	ポイント取得						-1,263
<b>事業経費合計 ⑤</b>							<b>2,038,537</b>

購入時、1ポイント=1円の割引に使用できるポイントを取得した場合は、相当額を割引があったものとして減じる。

記入しきれない場合は、別紙にまとめる。

- (注) 1 金額は全て消費税を含め、円単位で記入すること。  
 2 短期間のうちに消耗する物品や個人所有の物品は記入しないこと。  
 3 「設置費用等④」とは、記載した「品名」に設置費用がかかるものを指す。(送料や運搬費等は補助対象外)  
 4 記入しきれない場合は、別紙にて提出のこと。  
 5 複数の見積書から事業経費を計上する場合、「見積区分」欄を使用し見積りごとに付番すること。

契約(予定)時期	令和	年	月
納入(予定)時期	令和	年	月

(2) 補助金交付申請額

事業経費合計(円) ⑤	補助対象とならない経費(円) ⑥	設置者負担経費(円) ⑤-⑥=⑦	補助基準額(円) ⑧	補助対象経費(円) ⑨ ※⑦と⑧のいずれか少ない方の額	補助率 ⑩	交付申請額(円) ⑨×⑩=⑪ ※千円未満端数切捨て
2,038,537		2,038,537	2,000,000	2,000,000	1/2	1,000,000

⑥の内容	■他の地方公共団体等の補助金名称	■他の地方公共団体等の補助対象経費 ⑥	国のポイント事業
			円

国が行うポイント事業に申請する場合はチェックすること。 ↑

- (注) 1 千円未満は切り捨てず、円単位まで記入すること(「交付申請額⑪」を除く。)  
 2 「補助対象とならない経費⑥」は、当該補助に係る寄附金その他の収入額及び他の地方公共団体等の補助対象経費の合計額を記入し、必ず「他の地方公共団体等の補助金名称」及び「他の地方公共団体等の補助対象経費」を書き入れること。  
 3 「補助率⑩」は、学校法人立の幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園(社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園を含む。)は「1/2」、交付決定年度に幼稚園で、翌年度に認定こども園に移行する予定の学校法人立幼稚園は「1/2」、その他の幼稚園は「1/3」を記入すること。  
 4 事業経費明細に記載した物品の契約、納入及び業者への支払については、当該年度内に行う必要があるため、留意すること。

**交付申請 2**

< 遊具 >

**3 園別事業内訳**

幼稚園番号	9	9	9	9	4	2	3
園名	都庁学園幼稚園						
担当者名	都庁 一郎				電話番号	03-5388-3182	

《正》

(1) 事業経費明細

見積区分	品名	申請区分	数量(点) ①	単価(円) ②	金額(円) ①×②=③	設置費用等(円) ④	合計金額(円) ③+④=⑤
①	エアコン	保健衛生用品	1	160,000	160,000	20,000	180,000
②	玉入れ台	運動用具	2	49,500	99,000		99,000
	机	教具	10	19,800	198,000		198,000
	椅子	教具	50	4,300	215,000		215,000
	絵本セット	教具	2	42,000	84,000		84,000
③	加湿器	保健衛生用品	5	27,500	137,500		137,500
	タブレット	教具	9	114,700	1,032,300		1,032,300
	体重計	教具	1	71,000	71,000		71,000
	身長計	教具	1	23,000	23,000		23,000
	ポイント取得						-1,263
事業経費合計 ⑤							2,038,537

- (注) 1 金額は全て消費税を含め、円単位まで記入すること。  
 2 短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品は除く。  
 3 「設置費用等④」とは、記載した「品名」に係る設置、据え付け費用等を指す。(送料や運搬費等は補助対象外)  
 4 記入しきれない場合は、別紙にて提出のこと。  
 5 複数の見積書から事業経費を計上する場合、「見積区分」欄を使用し見積りごとに付番すること。

契約(予定)時期	令和	年	月
納入(予定)時期	令和	年	月

(2) 補助金交付申請額

事業経費合計(円) ⑤	補助対象とならない経費(円) ⑥	設置者負担経費(円) ⑤-⑥=⑦	補助基準額(円) ⑧	補助対象経費(円) ⑨ ※⑦と⑧のいずれか少ない方の額	補助率 ⑩	交付申請額(円) ⑨×⑩=⑪ ※千円未満端数切捨て
2,038,537		2,038,537	2,000,000	2,000,000	1/2	1,000,000

⑥の内容	■他の地方公共団体等の補助金名称	■他の地方公共団体等の補助対象経費 ⑥	国のポイント事業
			円

国が行うポイント事業に申請する場合はチェックすること。 ↑

- (注) 1 千円未満は切り捨てず、円単位まで記入すること(「交付申請額⑪」を除く。)  
 2 「補助対象とならない経費⑥」は、当該補助に係る寄附金その他の収入額及び他の地方公共団体等の補助対象経費の合計額を記入し、必ず「他の地方公共団体等の補助金名称」及び「他の地方公共団体等の補助対象経費」を書き入れること。  
 3 「補助率⑩」は、学校法人立の幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園(社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園を含む。)は「1/2」、交付決定年度に幼稚園で、翌年度に認定こども園に移行する予定の学校法人立幼稚園は「1/2」、その他の幼稚園は「1/3」を記入すること。  
 4 事業経費明細に記載した物品の契約、納入及び業者への支払については、当該年度内に行う必要があるため、留意すること。

(別紙)

品名	契約(予定)時期	納入(予定)時期
エアコン	令和5年8月	令和5年8月
玉入れ台	令和5年4月	令和5年5月
園児用机	令和5年4月	令和5年4月
園児用椅子	令和5年4月	令和5年4月
絵本セット	令和5年4月	令和5年5月
加湿器	令和5年10月	令和5年11月
タブレット	令和5年10月	令和5年10月
体重計	令和5年10月	令和5年11月
身長計	令和5年10月	令和5年11月

契約等の予定時期を交付申請2に書き切れない場合は、  
上記のようにまとめてください(任意の様式で構いません。)

**交付申請 3**

＜ 遊 具 ＞

《誤》

幼稚園番号	9	9	9	9	4	1	1
園名	都庁幼稚園						
担当者名	都庁 一郎						
電話番号	03-5388-3182						

**4 採択状況**

原則として見積書ごとに記入するは、品名ごとに作成すること。

見積書が1本である場合は、原則として見積書単位で行う。

特定の品目を抜き出して価格比較を行った場合

見積書の右上端に、下記各行左欄

付番すること。

①	品名	すべり台	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	
A	採 択 業 者	会社名：(株)●●●●●	見積金額：	300,000	円
B	不採択業者1	会社名：■●●教育(株)	見積金額：	320,000	円
C	不採択業者2	会社名：▲▲▲(株)	見積金額：	400,000	円
(採択理由及び金額の合理性など)			選択欄	工を選択した場合のみ記述	
ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため		→	ア	
イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため				
ウ	別紙「特命理由書」を参照				
エ	その他				

②	品名	絵本	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	
A	採 択 業 者	会社名：(株)●●●●●	見積金額：	100,800	円
B	不採択業者1	会社名：■●●教育(株)	見積金額：	120,000	円
C	不採択業者2	会社名：▲▲▲(株)	見積金額：	110,000	円
(採択理由及び金額の合理性など)			選択欄	工を選択した場合のみ記述	
ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため		→	ア	
イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため				
ウ	別紙「特命理由書」を参照				
エ	その他				

③	品名	ピアノ	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	
A	採 択 業 者	会社名：(株)●●●●●	見積金額：	99,725	円
B	不採択業者1	会社名：■●●教育(株)	見積金額：	110,000	円
C	不採択業者2	会社名：▲▲▲(株)	見積金額：	150,000	円
(採択理由及び金額の合理性など)			選択欄	工を選択した場合のみ記述	
ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため		→	ア	
イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため				
ウ	別紙「特命理由書」を参照				
エ	その他				

(添付書類)

補助対象経費に係る 見積書の写し (3社以上)

- ※ 同一条件で3社以上の見積りを取ることを。
- ※ 採択した見積書の写しには朱書きで「採択」と表示すること。
- ※ 補助対象外のものが含まれている場合は、マーカー等を用いて明示すること。
- ※ 設備を独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。
- ※ 単数見積りにより契約の相手方を決定した場合は、特命理由書(様式自由)を提出すること。  
(複数見積りにより最も低価の見積り以外を採択した場合も、同様。)

**交付申請 3**

＜ 遊 具 ＞

《正》

幼稚園番号	9	9	9	9	4	1	1
園 名	都庁幼稚園						
担当者名	都庁 一郎						
電話番号	03-5388-3182						

**4 採択状況**

原則として見積書ごとに記入すること。ただし、やむを得ず見積書から特定の品目を抜き出して価格比較を行った場合は、品名ごとに作成すること。

見積書の右上端に、下記各行左欄の番号「① - A」「② - B」・・・と付番すること。

<b>①</b>	品 名	すべり台外81点	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	<input type="checkbox"/>
<b>A</b>	採 択 業 者	会社名：(株)●●●●	見積金額：	500,525	円
<b>B</b>	不採択業者1	会社名：■●●教育(株)	見積金額：	550,000	円
<b>C</b>	不採択業者2	会社名：▲▲▲(株)	見積金額：	660,000	円
	(採択理由及び金額の合理性など)		選択欄	工を選択した場合のみ記述	
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→	ア	
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

<b>②</b>	品 名		補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	<input type="checkbox"/>
<b>A</b>	採 択 業 者	会社名：	見積金額：		円
<b>B</b>	不採択業者1	会社名：	見積金額：		円
<b>C</b>	不採択業者2	会社名：	見積金額：		円
	(採択理由及び金額の合理性など)		選択欄	工を選択した場合のみ記述	
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→		
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

<b>③</b>	品 名		補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	<input type="checkbox"/>
<b>A</b>	採 択 業 者	会社名：	見積金額：		円
<b>B</b>	不採択業者1	会社名：	見積金額：		円
<b>C</b>	不採択業者2	会社名：	見積金額：		円
	(採択理由及び金額の合理性など)		選択欄	工を選択した場合のみ記述	
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→		
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

(添付書類)

補助対象経費に係る 見積書の写し (3社以上)

- ※ 同一条件で3社以上の見積りを取ることを。
- ※ 採択した見積書の写しには朱書きで「採択」と表示すること。
- ※ 補助対象外のものが含まれている場合は、マーカー等を用いて明示すること。
- ※ 設備を独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。
- ※ 単数見積りにより契約の相手方を決定した場合は、特命理由書(様式自由)を提出すること。  
(複数見積りにより最も低価の見積り以外を採択した場合も、同様。)

御見積書

採 択

令和5年9月12日

学校法人都庁学園 御中

株式会社●●●●●  
代表取締役 ▲▲ ◎◎  
東京都〇〇区△△◎丁目▽番◇号  
TEL 03-XXXX-XXXX  
FAX 03-YYYY-YYYY

下記のとおり御見積り申し上げます。

受渡期日: 令和5年12月31日

受渡場所: 貴法人都庁幼稚園

取引方法: 通常通り

有効期限: 見積提出後60日間

合計金額 ¥500,525

品名	単位	数量	単価	金額
すべり台	台	1	300,000	300,000
絵本	冊	80	1,260	100,800
ピアノ	台	1	90,000	90,000
ピアノ設置費用		1	9,725	9,725
税込合計				500,525
備考				



御見積書

採 択

令和5年4月1日

学校法人都庁学園 御中

株式会社★★★★  
代表取締役 ○○ ◇◇  
東京都●●区▼▼◎丁目▽番◇号  
TEL 03-XXXX-YYYY  
FAX 03-YYYY-ZZZZ

下記のとおり御見積り申し上げます。

受渡期日:令和5年5月31日

受渡場所:貴法人都庁学園幼稚園

取引方法:通常通り

有効期限:見積提出後60日間

合計金額 ¥721,000

品名	単位	数量	単価	金額
玉入れ台	台	2	49,500	99,000
机	台	10	19,800	198,000
椅子	脚	50	4,300	215,000
椅子	脚	25	5,000	125,000
絵本セット		2	42,000	84,000
税込合計				721,000

備考

補助対象外の保護者用椅子については、  
補助対象外であることが分かるように、  
メーカー等で明示する。

《誤》

幼稚園番号	9	9	9	9	4	2	3
園 名	都庁学園幼稚園						
担当者名	都庁 一郎						
電話番号	03-5388-3182						

### 4 採択状況

原則として見積書ごとに記入すること。ただし、やむを得ず見積書から特定の品目を抜き出して価格比較を行った場合は、品名ごとに作成すること。

見積書の右上端に、下記各行左欄の番号「① - A」「② - B」・・・と付番すること。

①	品 名	エアコン	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	<input type="checkbox"/>
A	採 択 業 者	会社名：(株)〇〇〇電機	見積金額：	180,000	円
B	不採択業者 1	会社名：			円
C	不採択業者 2	会社名：			円
	(採択理由及び金額の合理性など)				
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	見積書に補助対象外の物品(保護者用椅子(125,000円))が含まれている。この場合は、チェックを入れる。 また、「見積金額」には、見積書に記載の金額総額(対象外経費を含む額:721,000円)を記載する。		選択した場合のみ記述
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

②	品 名	玉入れ台外62点	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。		<input type="checkbox"/>
A	採 択 業 者	会社名：(株)★★★★	見積金額：	596,000	円
B	不採択業者 1	会社名：×××教育(株)	見積金額：	742,000	円
C	不採択業者 2	会社名：▲▲▲(株)	見積金額：	800,000	円
	(採択理由及び金額の合理性など)				
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→	ア	工を選択した場合のみ記述
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

③	品 名	加湿器外11点	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	<input type="checkbox"/>
A	採 択 業 者	会社名：(株)〇〇〇〇	見積金額：	1,263,800	円
B	不採択業者 1	会社名：◆◆◆(株)	見積金額：	1,290,000	円
C	不採択業者 2	会社名：(株)▼▼▼▼	見積金額：	1,340,000	円
	(採択理由及び金額の合理性など)				
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→	<input type="checkbox"/>	工を選択した場合のみ記述
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

(添付書類)

補助対象経費に係る 見積書の写し (3社以上)

- ※ 同一条件で3社以上の見積りを取る。
- ※ 採択した見積書の写しには朱書きで「採択」と表示すること。
- ※ 補助対象外のものが含まれている場合は、マーカー等を用いて明示すること。
- ※ 設備を独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。
- ※ 単数見積りにより契約の相手方を決定した場合は、特命理由書(様式自由)を提出すること。  
(複数見積りにより最も低価の見積り以外を採択した場合も、同様。)

採択理由を選択する。

**交付申請 3**

＜ 遊 具 ＞

《正》

幼稚園番号	9	9	9	9	4	2	3
園 名	都庁学園幼稚園						
担当者名	都庁 一郎						
電話番号	03-5388-3182						

**4 採択状況**

原則として見積書ごとに記入すること。ただし、やむを得ず見積書から特定の品目を抜き出して価格比較を行った場合は、品名ごとに作成すること。

見積書の右上端に、下記各行左欄の番号「① - A」「② - B」・・・と付番すること。

①	品 名	エアコン	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	<input type="checkbox"/>
A	採 択 業 者	会社名：(株)〇〇〇電機	見積金額：	180,000	円
B	不採択業者1	会社名：	見積金額：		円
C	不採択業者2	会社名：	見積金額：		円
(採択理由及び金額の合理性など)			選択欄	工を選択した場合のみ記述	
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→	ウ	
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

②	品 名	玉入れ台外62点	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	<input checked="" type="checkbox"/>
A	採 択 業 者	会社名：(株)★★★★	見積金額：	721,000	円
B	不採択業者1	会社名：×××教育(株)	見積金額：	742,000	円
C	不採択業者2	会社名：▲▲▲(株)	見積金額：	800,000	円
(採択理由及び金額の合理性など)			選択欄	工を選択した場合のみ記述	
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→	ア	
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

③	品 名	加湿器外11点	補助対象外経費を含む場合はチェックすること。	→	<input type="checkbox"/>
A	採 択 業 者	会社名：(株)〇〇〇	見積金額：	1,263,800	円
B	不採択業者1	会社名：◆◆◆(株)	見積金額：	1,290,000	円
C	不採択業者2	会社名：(株)▼▼▼▼	見積金額：	1,340,000	円
(採択理由及び金額の合理性など)			選択欄	工を選択した場合のみ記述	
	ア	3社見積競争の上、最安の業者を採択したため	→	ア	
	イ	30万円未満の見積であり、価格調査で適正な価格であることが確認できたため			
	ウ	別紙「特命理由書」を参照			
	エ	その他			

(添付書類)

補助対象経費に係る 見積書の写し (3社以上)

- ※ 同一条件で3社以上の見積りを取ることを。
- ※ 採択した見積書の写しには朱書きで「採択」と表示すること。
- ※ 補助対象外のものが含まれている場合は、マーカー等を用いて明示すること。
- ※ 設備を独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。
- ※ 単数見積りにより契約の相手方を決定した場合は、特命理由書(様式自由)を提出すること。  
(複数見積りにより最も低価の見積り以外を採択した場合も、同様。)

日付を記入する。

令和 5 年 月 日

《誤》

法人/園名

#REF!

理事長・設置者名

#REF!

都庁  
学園 印

※登録印鑑  
(実印) を押印

## 令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金 (遊具等環境整備)に係る確認書

標記補助金については、以下の内容に相違ないことを確認の上、申請いたします。

- (1) 「令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金交付申請書」で申請した全ての物品は、                    都庁幼稚園                    における幼児教育活動のため、園児又は教職員が使用する遊具・運動用具・教具・保健衛生用品に該当するものです。これらは園児が直接使用、又は教職員が保育室や園庭で園児の教育のために使用します。
- (2) 申請した物品は、短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品ではありません。
- (3) 申請した内容には、以下に掲げる補助対象とならない事業を含んでおりません。
  - ・遊具等の修繕や改修
  - ・インターネット購入等における取得したポイント
  - ・物品の購入を伴わない施設工事
  - ・既存物品の廃棄・撤去費用
  - ・建物に係る改修工事
  - ・地ならし等の大規模な工事を要する物品
  - ・幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に定める子どものみが使用する物品
  - ・他の地方公共団体等の補助に申請している物品

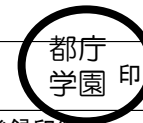
令和 5 年 10 月 19 日

《正》

法人/園名  
理事長・設置者名

#REF!

#REF!



※登録印鑑  
(実印) を押印

## 令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金 (遊具等環境整備)に係る確認書

標記補助金については、以下の内容に相違ないことを確認の上、申請いたします。

- 「令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金交付申請書」で申請した全ての物品は、                    都庁幼稚園                    における幼児教育活動のため、園児又は教職員が使用する遊具・運動用具・教具・保健衛生用品に該当するものです。これらは園児が直接使用、又は教職員が保育室や園庭で園児の教育のために使用します。
- 申請した物品は、短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品ではありません。
- 申請した内容には、以下に掲げる補助対象とならない事業を含んでおりません。
  - ・遊具等の修繕や改修
  - ・インターネット購入等における取得したポイント
  - ・物品の購入を伴わない施設工事
  - ・既存物品の廃棄・撤去費用
  - ・建物に係る改修工事
  - ・地ならし等の大規模な工事を要する物品
  - ・幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に定める子どものみが使用する物品
  - ・他の地方公共団体等の補助に申請している物品

令和 5 年 10 月 19 日

《誤》

法人/園名	#REF!
理事長・設置者名	#REF!

※登録印鑑  
(実印) を押印

印

押印が必要。

## 令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金 (遊具等環境整備)に係る確認書

標記補助金については、以下の内容に相違ないことを確認の上、申請いたします。

- (1) 「令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金交付申請書」で申請した全ての物品は、                    都庁学園幼稚園                    における幼児教育活動のため、園児又は教職員が使用する遊具・運動用具・教具・保健衛生用品に該当するものです。これらは園児が直接使用、又は教職員が保育室や園庭で園児の教育のために使用します。
- (2) 申請した物品は、短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品ではありません。
- (3) 申請した内容には、以下に掲げる補助対象とならない事業を含んでおりません。
  - ・遊具等の修繕や改修
  - ・インターネット購入等における取得したポイント
  - ・物品の購入を伴わない施設工事
  - ・既存物品の廃棄・撤去費用
  - ・建物に係る改修工事
  - ・地ならし等の大規模な工事を要する物品
  - ・幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に定める子どものみが使用する物品
  - ・他の地方公共団体等の補助に申請している物品

令和 5 年 10 月 19 日

《正》

法人/園名  
理事長・設置者名

#REF!

#REF!



※登録印鑑  
(実印) を押印

## 令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金 (遊具等環境整備)に係る確認書

標記補助金については、以下の内容に相違ないことを確認の上、申請いたします。

- (1) 「令和5年度私立幼稚園等環境整備費補助金交付申請書」で申請した全ての物品は、都庁学園幼稚園における幼児教育活動のため、園児又は教職員が使用する遊具・運動用具・教具・保健衛生用品に該当するものです。これらは園児が直接使用、又は教職員が保育室や園庭で園児の教育のために使用します。
- (2) 申請した物品は、短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品ではありません。
- (3) 申請した内容には、以下に掲げる補助対象とならない事業を含んでおりません。
  - ・遊具等の修繕や改修
  - ・インターネット購入等における取得したポイント
  - ・物品の購入を伴わない施設工事
  - ・既存物品の廃棄・撤去費用
  - ・建物に係る改修工事
  - ・地ならし等の大規模な工事を要する物品
  - ・幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に定める子どものみが使用する物品
  - ・他の地方公共団体等の補助に申請している物品

申請の多い物品一覧（私立幼稚園等環境整備費補助金）

【留意事項】

- 1 この一覧には、よく申請がなされる補助対象物品を記載しています。
- 2 この一覧に記載のある物品であっても、用途等によっては、対象外と判断される場合があります。  
（例：保護者用の椅子や教材作成用のパソコン、職員室用テレビ等の管理用品は対象外となります。）
- 3 この一覧に記載のない物品が対象外であるということではありません。

	物品名称		物品名称		
A	CDラジカセ	た	タンバリン		
	DVDプレイヤー		綱（綱引き用）		
あ	椅子		積み木		
	移動式鉄棒		テーブル		
	ウッドブロック		鉄琴		
	雲梯		鉄棒		
	エアコン（※）		テレビ		
	絵本		テント		
	大玉		跳び箱		
	大型遊具		跳び箱ロイター板		
	大太鼓		ドミノ		
	大太鼓スタンド		トライアングル		
	オルガン		ドラム		
	か		加湿器	な は	トランポリン
カスタネット		縄跳び			
紙芝居		パズル			
キーボード		パラバルーン			
キーボードスタンド		ハンドベル			
キャリングアンプ		ピアノカ			
救護用ベッド		ピアノ			
空気清浄機		雛壇			
組立式プール		プール用遊具			
グロッケン		複合遊具			
巧技台		フラフープ			
紅白玉		ブランコ			
コーン		プロジェクター			
さ		逆上がり補助板	ま		ブロック
		サッカーゴール			平均台
		三輪車			ボール
	ジャングルジム	保湿器			
	じょうろ	ホッピング			
	身長計	ホワイトボード			
	シンセサイザー	本			
	シンバル	マーチングキーボード			
	凶鑑	マーチングドラム			
	スクリーン	マット			
	砂遊びセット	ままごとセット			
	すのこ	木琴			
	スピーカー	ら わ		ライン引き	
	滑り台			ワイヤレスアンプ	
	ゼッケン			ワイヤレスチューナー	
	た			体重計	ワイヤレスマイク
竹馬		ワンタッチプール			
タブレット					
玉入れかご					

※一部補助対象外となるタイプもございます。詳しくは担当宛てにお問い合わせください。